

▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶平成26年の主な税制改正◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀

軽自動車税

平成27年度から車両の車種および新車登録日により、次のとおり軽自動車税が改正されます。

※原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪車等

車種区分		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー（50cc以下）		2,500円	3,700円
2輪の軽自動車（排気量125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（排気量250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2輪のもの	1,600円
		4輪またはキャタピラのもの（排気量1,000cc以下）	2,400円
		4輪またはキャタピラのもの（排気量1,000cc超）	3,100円
	その他のもの（フォークリフト等）	4,700円	5,900円

※3輪・4輪の軽自動車

- 平成27年4月1日以降に新規登録された軽自動車について新しい税額が適用されます。
- 平成27年3月31日までに登録された軽自動車については、現行の税額となります。
- 新規登録から13年以上経過した3輪・4輪の軽自動車については、平成28年度より重課税となり税額が変更されます。（平成28年度から重課税が適用されるのは、平成14年12月までに新規登録された車両となります。）

車種区分		平成27年3月31日 までに登録された車両	平成27年4月1日 以降に新規登録した車両	新規登録から13年を超えた車両 (平成28年度より)
3輪		3,100円	3,900円	4,600円
4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

軽自動車税は、その年度の4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更された場合でも1年分の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

所得税・市県民税

株式等に係る配当・譲渡所得が一部改正されました

○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税制度（NISA）が、平成26年1月1日より施行されました。

- 居住者等が非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から、同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間（以下「非課税期間」という）内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税を課さない。
- 居住者等が、非課税期間内に金融商品取引業者等へ売委託等による譲渡をした場合における、その譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。

○上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率の特例措置が廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

※平成25年から平成49年までの間に生ずる所得については復興特別所得税が併せて課税されます。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

○平成26年1月から事業所得等を有する白色申告の

帳簿書類の保存期間

すべての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関する作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年

法人市民税の税率改正について（平成26年度）

平成26年度税制改正により、地域間の税額の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の標準税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その全額を地方交付税の原資とするための改正が行われました。この改正を踏まえ、笠間市においては法人市民税法人税割の税率を以下のとおり引き下げます。

適用開始時期／平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

法人税割の税率／**14.7%⇒12.1%** (▲2.6%) ※平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、14.7%になります。

予定申告における経過措置

法人税割の税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額については、予定申告税額を求める算式の「6を乗じる」部分が、「4.7を乗じる」となります。

実際の計算式

$$\text{予定申告税額} = \frac{\text{前事業年度の法人税割額}}{\times 4.7 \div \text{前事業年度の月数}}$$

【問合せ】税務課（内線112）

笠間市地域ポイント 還元商品を募集します

かほか♪ KapoCa で地元商品をPRして

地域の活性化を図りましょう



商品(例)

市民活動をはじめ、皆さんのが健康づくりに関する活動や環境に配慮した取組みに参加、協力することで貯めたポイントは施設利用券や地元商品等と交換することができます。

還元メニューを充実させることで、まちづくりへ参加する楽しみを増やすとともに、地元商品のPRと消費量アップにも貢献することを目的に、平成27年4月以降にポイント還元メニューへ掲載する**商品を公募**します。

募集要件

笠間市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っている事業者で、次の要件を満たすもの

- (1)市税等に滞納がないこと
- (2)代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと
- (3)公序良俗に反する行為を行っていないこと
- (4)引換券対応により、月末もしくは年度末精算が可能であること

募集内容

笠間市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等が行われており、次のいずれかの要件に該当するもの
ただし、単価100円～1,000円の範囲内で交換できるものに限る

- (1)笠間市の特産品として広く認められているもの
- (2)笠間市の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」もの
- (3)その他、笠間市のPRにつながる商品やサービス

募集期間および方法

■募集期限

平成27年1月30日（金）

■提出書類・提出先

応募用紙にカタログ写真等を添付して**市民活動課**（本所）へ提出してください。※郵送またはメール可

※応募用紙は、窓口のほか市民活動ポータルサイトからダウンロードできます。

アドレス：<http://www.city.kasama.lg.jp/kapoca/>
メール：katsudo@city.kasama.lg.jp

■応募からメニュー掲載、代金精算までの流れ

【メニュー掲載まで】

応募用紙提出⇒審査⇒還元メニューへ掲載

【代金精算まで】

還元受付⇒引換券の発行⇒商品との交換⇒
引換券と請求書の提出⇒入金

【問合せ】市民活動課（内線132）

精神
援助
・
障害
支援
を行
い方
の
お電
話
ぐ
ださ
い！

社会福祉法人 光風会 Client Life Activity Support System(CLASS)

法人本部：水戸市見川1-1183-2 TEL/FAX：029-243-8595 ホームページ：<http://www.koufuukai.org/>

* 焼き物作り：就労継続支援B型

笠間焼工房「陽(yoo)」／笠間
泉町ギャラリー「窯(YOO)」／水戸



* 生活(くらし)を作る・立てる・楽しむ：自立支援

地域活動センター「光(KOO)」
生活支援センター「風(FOO)」

* 生活(くらし)を組み立てる：ショートステイ協働宿「空(COO)」

* 生活(くらし)を継続する：グループホーム「颶(SOO)」

* ゆったり過ごす：地域活動センター

地域活動センター「光(KOO)」／笠間

生活支援センター「風(FOO)」／水戸

* 電話・面接相談

生活支援センター「風(FOO)」

* 子どもの「育ち」の支援

子どもの問題研究所

* 企業社員の「こころの健康」の支援

精神福祉相談支援センター